

# 栃木県警察一般職員被服貸与規程

(昭和40年7月15日)  
(栃木県警察本部訓令第16号)

## (被服の貸与)

第一条 栃木県警察に勤務する一般職員(以下「職員」という。)のうち、特殊な業務に従事する職員の執務能力の向上を図り、あわせて服装の端正に資することを目的として被服を貸与する。

- 2 被服は、次の各号に掲げる職員に、当該各号に掲げる被服を貸与する。
  - 一 交通部運転免許管理課自動車運転免許試験場に勤務する職員 運転免許試験官被服
  - 二 地域部地域課航空隊に勤務する職員 航空隊員被服
  - 三 前二号に掲げるもののほか特殊な勤務に従事する職員特殊被服

(被服の名称、制式及び貸与期間)

第二条 被服の名称、制式及び貸与期間は、別表のとおりとする。

- 2 貸与期間が満了したときは、貸与を受けた被服は返納するものとする。

(貸与申請)

第三条 被服の貸与を受けようとする者は、被服貸与申請書(別記様式第一号)により警察本部長(以下「本部長」という。)に申請しなければならない。

- 2 所属長は、被服貸与台帳(別記様式第二号)を備え、所要事項を記録保管しなければならない。

(被服の着用及び保全)

第四条 貸与を受けた被服は、執務中これを着用するものとする。ただし、所属長が、勤務の性質上必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 航空隊員被服及び特殊被服の着用は、所属長が勤務の性質上必要があると認めるときに着用させるものとする。
- 3 貸与をうけた被服を着用する場合は、階級を標示したものを着用してはならない。
- 4 被服は、常に清潔にし、その保全に留意しなければならない。
- 5 冬服及び夏服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、本部長は、気温の状況等により変更することができる。

冬服 十月十五日から五月十四日まで

夏服 五月十五日から十月十四日まで

(再貸与の申請及び弁償)

第五条 職員は、被服を滅失したとき又はき損により使用に耐えなくなつたとき若しくは第二条第二項により被服を返納し、再貸与を受けようとするときは、被服再貸与申請書(別記様式第三号)により、本部長に申請しなければならない。

- 2 前項の滅失又はき損が、職員の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、その損害を弁償させるものとする。

(返還の手續)

第六条 職員が退職し又は貸与の資格を失つたときは、貸与を受けた事務服等に被服返還書(別記様式第四号)を添えて、本部長に返還しなければならない。